

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、あらゆる面での健全性に対する信頼の確保が金融機関経営において欠くことのできない要件であると考えております。このための基礎となるのが、経営上の組織体制やその仕組みであり、これを整備しコーポレート・ガバナンスの充実をはかることは、最も重要な課題の一つであると位置づけております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

2018年6月改定後のコードの各原則について、全てを実施しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4]

[政策投資株式に関する方針]

政策投資株式については、資本の効率性を十分に踏まえ、当行の財務体力に対してリスクが過大となることがないように縮減することを基本方針とします。そのうえで、地域金融機関として短期的な利益のみを求めるとはせず、取引先および当行の中長期的な企業価値の向上等に資すると判断される場合には、政策投資株式として保有することとし、取締役会において定期的に保有意義や経済合理性について検証します。

[議決権行使基準]

議決権行使基準については、政策投資株式の発行体が提出する議案に対して、当該発行体の中長期的な企業価値向上の蓋然性および当行の保有目的との整合性について総合的に検討したうえで議決権を行使します。また、議決権の行使に当たって、議案の内容に疑義がある場合、株主の利益を損なう可能性がある場合等には、発行会社との対話を踏まえ賛否を決定します。

[原則1-7]

当行が、役員および主要株主等と取引（関連当事者間取引）を行う場合の手続きおよびその管理態勢については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「株主の利益の保護（第17条）」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

[原則2-6]

当行では、十六銀行企業年金基金を通じて、以下の態勢によって適切な年金資産の運用が行えるよう取り組んでいます。

年金基金の運用に当たっては、基金事務局に資産運用等に関する専門性を有する人材を配置しております。

また、人事・財務・リスク・市場取引等の業務に精通した者を構成員とする「資産運用委員会」において、基金の年金資産の効率的運用をはかるため、資産運用全般に関し審議を行い、理事会への諮問ならびに運用執行理事の業務の円滑化のための助言を行っています。

[原則3-1]

(1) 当行は、当行の目指すべき姿として「基本方針」、「経営方針」および「行動指針」の3つから構成される「基本理念」を制定するとともに、中期的な経営戦略として「中期経営計画」を策定しております。

「基本理念」および「中期経営計画」については、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

基本理念: (<https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/philosophy/>)

中期経営計画: (<https://www.juroku.co.jp/ir/management/plan/>)

(2) 当行のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および方針については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針および手続きについては、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「取締役の報酬等（第11条）」および別紙「取締役の報酬等の決定に関する方針」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

(4) 取締役会が業務執行取締役等を選定および解職する場合の手続きならびに取締役候補者および監査役候補者を指名する場合の手続き等については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「取締役会の役割（第3条第2項）」、「取締役候補者の決定（第10条）」、「監査役候補者の決定（第13条）」、同基本方針の別紙「取締役候補者の決定に関する方針」および「監査役候補者の決定に関する方針」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

(5) 当行の取締役候補の指名等を行った個々の理由は、以下のとおりです。なお、2021年6月18日開催の第246期定時株主総会において、いずれの候補者についても選任されております。

〔取締役および監査役選任理由〕

株主総会参考書類中の役員選任議案に記載し、当行ホームページで開示しております。

(<https://www.juroku.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html>)

〔補充原則4-1-1〕

取締役会の専決事項および業務執行取締役等に対する委任の範囲等に対する考え方については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「取締役会の役割（第3条）」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

〔原則4-9〕

社外取締役および社外監査役の独立性を判断するための基準については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「独立性判断基準（第9条）」および同基本方針の別紙「独立性判断基準」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

〔補充原則4-11-1〕

取締役会の構成の考え方については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「取締役会の構成（第4条）」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

〔補充原則4-11-2〕

取締役および監査役は、その役割を適切にはたすため、他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめることとし、定時株主総会の「株主総会参考書類」および本報告書にて毎年開示することとしております。

なお、更新日時点における他の上場会社の役員兼任の状況は、以下のとおりです。

□取締役

久米 雄二 株式会社トーエネック 特別顧問
浅野 紀久男 明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長
伊藤 聡子 積水樹脂株式会社 社外取締役
三谷産業株式会社 社外監査役

□監査役

石原 真二 株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員）
矢作建設工業株式会社 社外取締役
吉川 拓雄 名古屋鉄道株式会社 取締役常務執行役員

〔補充原則4-11-3〕

取締役会の実効性評価についての方針は、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「取締役会の評価（第6条）」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

当行においては、全取締役および全監査役が「取締役会の実効性評価に関するアンケート」に基づき自己評価を実施し、これら自己評価の内容を集計および分析した結果を整理し、取締役会の諮問機関である経営諮問会議に諮問したうえで、取締役会にて審議しております。

なお、2020年度における「取締役会全体の実効性評価」の結果概要は以下のとおりです。

自己評価の集計および分析の結果、当行の取締役会は、社外役員の増員と多様性の確保により機能が一層高度化され、その実効性は確保されていることを確認しました。

引き続き、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、取締役会の構成について多様性や専門性の確保に努めるとともに、取締役会の運営について社外役員を交え継続的に見直しをすることで、意思決定および監督の機能を十分に発揮し、取締役会の実効性を一層高めてまいります。

〔補充原則4-14-2〕

取締役および監査役に対するトレーニングの方針については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「取締役等の支援体制に係る方針（第14条第1項、第2項）」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

〔原則5-1〕

株主との建設的な対話に関する方針については、当行ホームページに掲載しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「株主の権利の確保等（第16条第3項）」および同基本方針の別紙「株主との対話に係る態勢整備に関する方針」に規定しておりますので、ご参照ください。

(https://www.juroku.co.jp/aboutus/info/c_governance/)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,959,200	5.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,865,300	4.99
十六銀行従業員持株会	1,157,147	3.09
株式会社三菱UFJ銀行	1,019,594	2.72
フジパンググループ本社株式会社	959,700	2.56

明治安田生命保険相互会社	925,595	2.47
損害保険ジャパン株式会社	863,808	2.31
東京海上日動火災保険株式会社	592,086	1.58
セイノーホールディングス株式会社	559,571	1.49
株式会社名古屋銀行	534,539	1.43

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久米 雄二	他の会社の出身者								○			
浅野 紀久男	他の会社の出身者								○			
伊藤 聡子	その他								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

久米 雄二	○	当行は、久米雄二氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。久米雄二氏が特別顧問を務める株式会社トーエネックおよびその親会社である中部電力株式会社と当行との間にはいずれも貸出金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	久米雄二氏は、中部電力株式会社取締役専務執行役員ならびに株式会社トーエネック代表取締役社長を歴任し、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当行の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
浅野 紀久男	○	当行は、浅野紀久男氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。浅野紀久男氏が代表取締役社長を務める明治安田ビルマネジメント株式会社の親会社であり、同氏が専務執行役を務めていた明治安田生命保険相互会社と当行の間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	浅野紀久男氏は、明治安田生命保険相互会社専務執行役を経て、現在は2017年から明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役社長として経営に携わり、金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当行の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
伊藤 聡子	○	当行は、伊藤聡子氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	伊藤聡子氏は、報道・情報番組キャスターや大学教授を務め、環境やエネルギー、地方創生等の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当行の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬等諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会における意思決定の一層の透明性および公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として「経営諮問会議」を設置しております。「経営諮問会議」は、「人事諮問委員会」および「報酬等諮問委員会」の2委員会構成され、次に掲げる事項に関する助言を行います。

○人事諮問委員会

- (1) 取締役候補者の決定に関する事項

- (2) 監査役候補者の決定に関する事項
- (3) 業務執行取締役等の選定および解職に関する事項
- 報酬等諮問委員会
 - (1) 取締役の報酬等に関する事項
 - (2) 取締役会の実効性評価に関する事項
 - (3) その他経営に関する重要な事項

開催：「経営諮問会議」は、原則として年1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは定例的な会合のほか随時意見交換の場を設け、財務報告に関する問題点等について議論するほか、会計監査の実施状況について監視を行っております。

また、会計監査人の営業店往査および本部監査に際しましては、監査役が立会い、監査が適切に実施されているかモニターしております。

監査役と内部監査部門は、原則月1回開催される業務監査会を始め、情報交換を行うため定例的な会議を開催しております。また、内部監査の実施状況等について、定期的に文書で監査役に対し報告がなされるほか、必要に応じ、内部監査の際に監査役が立会い、職務の執行状況を直接監査するなど、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石原 真二	弁護士										○			
吉川 拓雄	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

石原 真二	○	当行は、石原真二氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	石原真二氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を有しております。過去に社外取締役及び社外監査役となること以外で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営陣から独立した客観的立場から当行取締役の職務執行における適法等の一層の確保と監督の一層の強化等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
吉川 拓雄	○	吉川拓雄氏が取締役常務執行役員を務める名古屋鉄道株式会社と当行の間には貸出金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	吉川拓雄氏は、名古屋鉄道株式会社の取締役常務執行役員を務めており、財務や人事などの経営の中核業務に精通するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営陣から独立した客観的立場から当行取締役の職務執行における適法等の一層の確保と監督の一層の強化等、適切な役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件に加えて、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当行では、業績と企業価値向上への意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるため、業績連動型報酬および株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

(1) 業績連動型報酬

毎年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、確定金額報酬とは別枠で、当期純利益を業績指標として下記のとりの金額の範囲内で支出しております。

<業績連動型報酬枠>

当期純利益水準	報酬枠
20億円以下	なし
20億円超～ 40億円以下	30百万円
40億円超～ 60億円以下	40百万円
60億円超～ 80億円以下	50百万円
80億円超～ 100億円以下	60百万円
100億円超～ 120億円以下	70百万円
120億円超～ 140億円以下	80百万円
140億円超～ 160億円以下	90百万円
160億円超	100百万円

(2) 株式報酬型ストック・オプション

当行株式の株価上昇によるメリットならびに株価下落によるリスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより強固なものとし、株主重視の経営意識を一層高めることを目的として割当てを行っております。

<ストック・オプション（新株予約権）の主な内容>

1. 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数
新株予約権の総数 4,000個を1年間の上限とする。

目的となる株式の種類および数は当行普通株式40千株を1年間の上限とする。
新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は10株とする。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

5. 新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

当行の取締役および執行役員に対して、当行株式の株価上昇によるメリットならびに株価下落によるリスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより強固なものとし、株主重視の経営意識を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度の役員に対する報酬等の内容は、取締役353百万円(110百万円)、監査役48百万円(一百万円)、合計401百万円(110百万円)であります。うち社外役員に対する報酬等の内容は、取締役16百万円(一百万円)、監査役9百万円(一百万円)であります。

(注) 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬90百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬20百万円を含めております。上記の報酬等のうち、確定金額報酬以外の金額を、()内に内書きしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2013年6月27日開催の第238期定時株主総会における決議に基づき、取締役に対する報酬は、a. 役割や責任に応じて月次で支出する「確定金額報酬」、b. 単年度の業績等に応じて支出する「業績連動型報酬」、c. 中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の3つの構成としております。

このうち、「業績連動型報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」については、社外取締役を除く取締役に對し支出しております。

また、社外取締役および監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、「確定金額報酬」のみとしております。

なお、報酬等の額、配分等につきましては、役位の責務および役割に応じて次の金額の範囲内で、取締役については経営諮問会議の諮問を経た取締役会の決議により、監査役については監査役会において監査役の協議により決定します。

a. 確定金額報酬は、取締役については年額330百万円以内、監査役については年額80百万円以内としております。

b. 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当期純利益を基準として決定される額の範囲内で支出するものであります。

c. 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額80百万円以内の範囲で割当てることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務執行をサポートするため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適宜行うこととしております。

社外監査役を含めた監査役のサポートを行うため、監査役室を設け、専任の担当者を配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	----	----	----	----	----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、法令で定められた事項および経営に関する重要事項について協議決定し、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会における意思決定の一層の透明性および公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、経営諮問会議を設置しております。

当行は執行役員制度を採用し、取締役会が選任する執行役員が責任をもって担当部門の業務執行に当たる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。日常業務運営における重要事項については、取締役会長兼頭取、取締役副頭取および取締役常務執行役員で構成される経営会議を設置し、迅速かつ果敢な意思決定を可能とする体制としております。

業務執行につきましては、「基本方針」および「行動指針」を基軸として、中期経営計画およびこれに基づく半期ごとの経営方針等を策定して行っており、これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行っております。また、取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」および「業務決裁権限規程」により明確化されており、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、経営会議の協議を経ることとしております。なお、原則として取締役会は毎月1回、経営会議は毎月3回開催することとしております。

監視・監査につきましては、当行は監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成される監査役会により、監査を行っておりますほか、監査役業務を補助するため、監査役室を設け、経営の業務執行に対する客観的な監視・監査機能の確保をはかっております。とりわけ、常勤監査役は、行内の各種委員会や主要な会議に積極的に参加し、取締役の業務執行を十分に監視・監査できる体制となっております。なお、監査役、会計監査人および業務監査部は、業務監査会等の定期的な会議を含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人は次のとおりであります。

園生 裕之・鈴木 晴久・石原 由寛 (以上、有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員)。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行は監査役制度を採用しておりますが、常勤監査役による日常的な監視・監査のほか、2名の社外監査役を含む4名の監査役で構成する監査役会を設置し、中立的かつ客観的な面から監視・監査機能が発揮できる体制を整備することなどにより、経営監視機能の強化、中立性および客観性の確保ができと考えております。また、3名の社外取締役を選任し、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化をはかっております。

なお、持株会社体制への移行 (2021年10月1日予定) 後、持株会社は監査等委員会設置会社とし、取締役会は意思決定機能のみならず、より監査・監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の高度化をはかってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限よりも早期に、株主総会招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	極力多くの株主さまにご出席いただくため、集中日を避けて開催するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月24日開催の第241期定時株主総会より、招集ご通知(英訳版)を作成し、当行ホームページに掲載しております。
その他	株主総会における事業報告等のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとにアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。 2021年3月期決算については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、WEB説明会を開催しております。また、当行ホームページに資料を掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの説明会資料を掲載しております。 <IR資料掲載ホームページURL> https://www.juroku.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	
その他	機関投資家向けワン・オン・ワン・ミーティングを継続的に実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部者取引管理規程」および「適時開示規程」において、投資家等外部利害関係者の利益を損なうことのないようにしなければならぬ旨定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	十六銀行グループSDGs宣言に基づき、頭取を議長としたSDGs推進会議の統制により、グループ全体で持続的な社会の実現に向けて取り組んでおります。重点課題として「環境問題と地球温暖化への対応」を掲げ、「環境方針」に則り各種環境問題への取組み、森林保全活動の他、グリーンボンドへの投資等を行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「適時開示規程」において、当行および当行子会社における重要事実を適時に開示することにより、当行グループの利害関係者に対して的確かつ迅速な情報を提供することとするほか、特定の者への選択的開示は行ってはならないこと、また正確かつ分かりやすく伝達すること等を定めております。

<女性の活躍推進に向けた取り組み>

当行では、女性の活躍を推進するため、管理職や支店長代理等への登用を積極的に行うとともに、より専門性の高い知識やスキルを有した人材を登用するリーダー職制度を設けており、多くの女性行員がリーダーとして活躍しています。また、2015年11月には女性リーダー職などに関する数値目標を設定しました。

○数値目標（期間：2016年4月～2021年3月）

・代理以上の女性について、2014年度末（87名）をベースとして2020年度末に2倍（174名）とする。

・「リーダー職以上」に占める女性割合を2020年度末に20%とする。

（代理以上に事務リーダーおよびFAリーダーを加えた役職を「リーダー職以上」と定義する。）

上記数値目標について、代理以上の女性は121名、リーダー職以上に占める女性の割合は15.2%の結果となりました。

一方で2020年4月からは、当行の中期経営計画策定にあたり、新たに以下の数値目標を設定しました。

○数値目標（期間：2020年4月～2023年3月）

・リーダー職以上に占める女性の割合を2020年3月末をベースとして、2023年3月末までに1.5倍（21%）とする。

（代理以上にFAリーダーを加えた役職を「リーダー職以上」と定義する。）

・計画期間中の各年度における男性の配偶者出産休暇もしくは育児休業の取得率90%以上を維持する。

また、女性活躍にかかる取り組みが評価され、これまでに以下の認定を取得しております。

○認定取得

・岐阜県が実施する「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定を取得（2016年2月）

・女性活躍推進法に基づく「えるぼし」の認定を取得（岐阜県内企業初）（2016年4月）

・岐阜市が実施する「ぎふし共育・女性活躍企業」の認定を取得（2020年2月）

上記に加え、女性の活躍推進に向けた以下の施策を実施しております。

・休職前のキャリアデザイン研修、休職中の管理職による面談、休職後のフォロー研修を主な内容とする「育休者応援プログラム」の実施（2016年3月）

・半日年次休暇制度の導入（2016年4月）

・一定の要件を満たす元行員がフルタイムスタッフとして復帰できる「退職者復帰制度（ジョブリターン制度）」の導入（2016年4月）

・企業内保育施設「じゅうろくスマイルルーム」の設置（2016年4月）

・配偶者出産休暇制度の創設（2017年4月）

・看護・介護休暇の時間単位取得制度の創設（2021年1月）

今後とも、女性の活躍に関する目標を達成していくための環境整備を着実に進めていきます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当行は、当行の業務ならびに当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、以下のとおり業務の適正を確保する体制を定めております。本基本方針に則り、内部統制システムの整備に対する取り組みを不断に進めてまいります。

<内部統制システム構築に関する基本方針>

1. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、「基本方針」において、「金融機関としての公共的使命を遂行することによって地域社会に奉仕すること」、「広い視野に立ち、つねに合理性を貫き堅実な経営により発展をはかること」を定めている。
- (2) 当行の取締役および執行役員は、これを履行および実践するため、「倫理規程」、「コンプライアンス方針」をはじめとする各種の規程を定め、これらの規程に則って経営にあたることにより、法令および「定款」を遵守する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための態勢を整備する。
- (3) 当行子会社は、各社の事業内容、規模等に応じて定める「基本方針」および「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」を定め、法令等を遵守し、社会規範を尊重して行動する。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

業務の執行状況の効率的な検証を確保するため、職務の執行に係る情報および文書（含、電磁的記録）の取扱いに関する規程を定め、実施および管理するとともに、必要に応じて、かかる規程の遵守状況を検証し、見直しを行う。
また、取締役および監査役が、必要な時にこれらの情報および文書等を閲覧することができる体制を確保する。

3. 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行は、リスク管理を経営の健全性および安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、「統合的リスク管理規程」をはじめとする各種リスクに関する規程を定め、当行および当行子会社にかかるリスクを網羅的および統括的に管理する。これらの規程に従って、適切にリスクの計測および評価ならびにリスク管理態勢の改善を行う。主要なリスクについては、定期的に第三者による外部評価を取得し、不断にその改善をはかる。
- (2) 当行は、リスクを統括する部署を定めるとともに、リスクごとに主管する部署を明確化し、リスク管理の実効性を確保する。また、頭取を議長とする統合リスク管理会議およびマネロン対策会議ならびにリスク統括部署の担当取締役を議長とするオペレーショナル・リスク管理会議等の組織体制を整備し、リスクの状況およびその管理状況については、定期的にまたは必要に応じて随時、取締役会に報告または付議する。
- (3) 当行において管理すべきリスクは次のとおりとし、新たに認識したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応する部署を定める。
 - 1 信用リスク
 - 2 市場リスク
 - 3 流動性リスク
 - 4 オペレーショナル・リスク
 - 5 マネー・ローndリングおよびテロ資金供与リスク
 - 6 その他経営に重大な影響を与えるリスク
- (4) 当行子会社は、リスク管理会議を設置のうえ、リスクを適正かつ統合的に管理するものとし、リスク管理上問題がある事案を当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社のリスク管理状況等を把握すべく監査を実施する。

4. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当行の職務の執行は、「基本方針」および「行動指針」を機軸とし、経営計画およびこれに基づく半期ごとの経営方針等を策定して行う。
- (2) これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行う。
- (3) 当行において取締役会に付議すべき事項については、「取締役会規程」等により明確化するとともに、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、役付取締役等で構成する経営会議の協議を経るものとする。また、「業務決裁権限規程」等において、業務の重要性等に応じて下位者に対する適切な権限委譲を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかることとする。
- (4) 当行は、当行子会社との連携を強化し、情報共有を促進するなかで、諸問題の効率的な解決をはかるため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。
- (5) 当行は、トップマネジメント、組織およびリスク管理等に関する規程を定め、当行子会社にこれらに準拠した態勢を効率的に構築させるため、必要な情報提供を行う。

5. 当行および当行子会社の使用人の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、法令等遵守を業務の最重要事項の一つに位置づけ、「倫理規程」および「コンプライアンス方針」等の規程を定めるとともに、統括管理する部署を設ける。また、頭取を議長とするコンプライアンス会議を組織し、コンプライアンスに係る諸問題への対応にあたる。
- (2) 当行子会社は、コンプライアンス会議を設置のうえ、社内コンプライアンス態勢を適切に管理および運営するものとし、コンプライアンス違反事案については当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社の法令等遵守態勢等につき監査を実施する。
- (3) 当行および当行子会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制および社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見および未然防止に努める。

6. 当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行を中核とする企業集団における適正な業務運営を確保するため、当行子会社との間で内部監査契約を締結し、当行の内部監査部門が業務監査を行う。当行役職員を当行子会社の役員に就任させるなど当行子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を監督する。
- (2) 当行と当行子会社との間における不適切な取引等を防止するため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。
- (3) 当行子会社との取引等に当たっては、取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないか検証する。
- (4) 内部通報制度を当行および当行子会社全体での制度とし、当行子会社の職員等からの通報および相談も可能とする体制とする。
- (5) 当行を中核とする企業集団における財務報告の信頼性を確保するための態勢を整備する。

7. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- (1) 当行は、当行子会社に役員を派遣し、当行子会社の取締役会において、職務の執行の状況に係る報告を受ける。
- (2) 当行は、当行が定める「グループ会社管理規程」に基づき、当行子会社の業務内容を的確に把握するため、定期的または必要に応じて随時、協議または報告を求める。

(3) 当行子会社の統括部署および主管部署は、当行子会社の状況を適時適切に把握し、重要と認める事項については、すみやかに当行経営陣に報告するとともに、所要の対応を行う。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設け、適切な人員1名以上を専任の使用人として配置する。当該業務にあたる者の職位、資質、陣容については、監査役会の意見を聴取して決定する。

9. 上記使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動および考課等については、監査役会の同意を必要とする。また、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

10. 当行および当行子会社の役職員が当行の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制

当行および当行子会社の役職員ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役会および各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。この報告および情報提供に係る主なものとは次のとおりとする。

- 1 当行の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- 2 当行子会社の活動状況
- 3 当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4 当行の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- 5 業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
- 6 重大な法令違反等
- 7 内部通報制度の運用および通報の内容
- 8 稟議書等ならびに主要な会議および委員会等の議事録の回付
- 9 その他監査役が必要と認めた事項

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行および当行子会社は、前項の報告者に対して、報告等を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止するとともに報告者に対して不利な取扱いが行われないよう適切に対応する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役が職務の執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定例会合を持ち、経営上の諸問題や監査役監査の環境整備の状況等について意見交換を行い、監査の実効性が確保できるよう協力する。

2. 内部統制システムの整備状況

内部統制システムの整備状況につきましては、以下のとおりであります。

(1) 当行は、法令等遵守を業務の最重要事項の一つとして位置づけしており、取締役会が定めた「倫理規程」、「コンプライアンス方針」等の規程に則り、取締役は法令および定款を遵守した経営を行っております。また、コンプライアンスを統括する部署としてリスク管理部コンプライアンス室を置き、行内のコンプライアンス態勢強化にあたりとともに、頭取を議長とするコンプライアンス会議、およびその下部組織であるコンプライアンス委員会を原則として毎月1回開催し、コンプライアンスに関わる諸問題に対処しております。

当行子会社においては、随時または定期的にコンプライアンス会議を開催し、自社の取締役会に報告するほか、子会社において発生した不祥事案等を適時適切に当行に報告しております。

(2) 「統合的リスク管理規程」を始め、「信用リスク管理規程」等管理すべきリスクに関する規程を定め、適切に管理・運用しております。また、頭取を議長とする「統合リスク管理会議」を原則3か月に1回開催し資産・負債を総合的に管理するとともに、リスクの状況について定期的に取締役会に報告しております。加えて、リスク統括部署の担当取締役を議長とする「オペレーショナル・リスク管理会議」を原則半期に1回以上開催し、オペレーショナル・リスクに対する内部管理体制の強化に努めております。

当行子会社においては、リスク管理会議を原則として3か月に1回定期的に開催し、リスク管理の状況等について、自社の取締役会に報告するほか、リスク管理上問題がある事案を当行に報告する体制としております。

(3) 取締役の職務の執行は「第15次中期経営計画」～未来へつなぐエンゲージメント～（計画期間：2020年4月～2023年3月）およびこれに基づく中期ごとの経営方針に則って、行っております。また、「取締役会規程」「経営会議規程」「業務決裁権限規程」等により、重要度や必要性を勘案し、意思決定に関する権限委譲を適切に行うなかで、取締役の職務執行の効率性を高めております。

(4) 当行は子会社各社と内部監査契約を締結し、当行の内部監査部門が各子会社の業務監査を実施しておりますほか、子会社の非常勤監査役に当行役職員が就任するなど、業務の適正を確保すべく監査・監督を行っております。また、2006年5月1日より、社外の弁護士を窓口とする「内部通報制度」を設け、当行のみならず子会社の職員等からの通報・相談も可能とするなど、企業集団における業務の適正を確保するための体制整備を実施しております。

(5) 当行は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成される監査役会により、監査を行っておりますほか、監査役業務を補助するため、2006年5月31日より監査役室を設け専任者を配置するなど、経営の業務執行に対する客観的な監視・監査機能の確保をはかっております。また、当該専任者に対する人事権の行使にあたっては、事前に監査役会の同意を必要とする旨を規程として定め、取締役からの独立性を確保しております。

(6) 当行は、監査部において内部監査を実施するとともに、年1回以上、内部管理体制の整備・運用状況に関する外部からの意見を求めており、その客観的な評価をもとに、内部管理体制の充実に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定めております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応します。

(2) 外部専門機関との連携

平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図ります。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

いかなる理由があっても反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「倫理規程」において反社会的勢力との対決姿勢を明記するとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けた組織的対応力を向上させることを目的として「反社会的勢力対応規程」を整備しております。

また、反社会的勢力への対応に関する担当部署を設置し、以下のような対応を行っております。

- (1) 反社会的勢力に関する情報の収集、分析および一元的管理
 - (2) 反社会的勢力への対応に関する営業店および本部各部署との連携ならびに指導
 - (3) 警察等関係行政機関、顧問弁護士等の外部専門機関との連携
 - (4) 反社会的勢力への具体的な対応要領等を記したマニュアルの策定およびその内容についての適時、適切な見直し
 - (5) 反社会的勢力への対応にかかる研修・指導等の方法による行内への周知・徹底
- さらに、各支店に「不当要求防止責任者」を設置しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

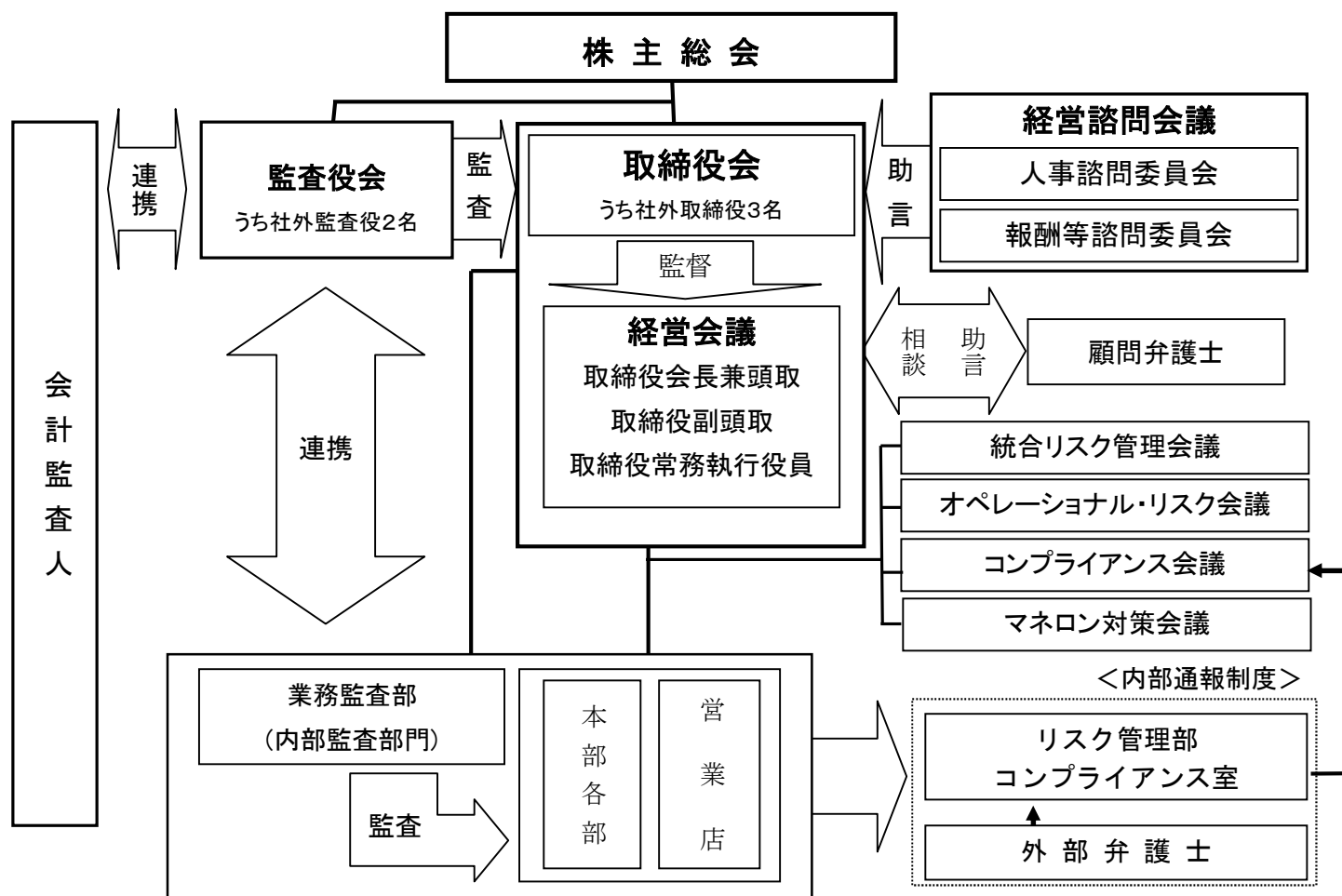
<適時開示体制の概要>

当行は、当行グループの利害関係者に対して的確かつ迅速な情報を提供し、風評リスクおよび内部者取引を未然防止するとともに、当行への適切な評価を確保することを目的に社内規程として「適時開示規程」を制定しております。本規程において、当行および当行連結対象子会社における決定事実に関する情報、発生事実に関する情報もしくは決算に関する情報で投資者の行動に影響を与えるものを重要事実とし、これを適切に管理し可能な限り速やかに開示するとともに、正確かつ分かりやすく伝達することに努めるよう定めております。

「適時開示規程」に基づく情報開示に係る体制

- ・重要事実の管理のため、適時開示情報管理者を設置するとともに、本部各部および各営業部に情報管理者を設置しております。
- ・適時開示担当部署は経営企画部、適時開示情報管理責任者は経営企画部長としております。
- ・発生事実に関する重要事実を取得した役職員は直ちに情報管理者に伝達、情報管理者は直ちに当該情報に係る業務の担当部に報告します。報告を受けたあるいは自ら重要事実を取得した本部各部は直ちに適時開示情報管理責任者、担当常務役員およびリスク管理部コンプライアンス室に報告、適時開示情報管理責任者は代表取締役役に報告します。
- ・重要事実は可能な限り速やかに開示するものとし、公表にあたっては、適時開示に関する法令等の規制を踏まえ、利害関係者への適切な情報提供および風評リスク回避のため、正確かつ分かりやすく伝達することに努めております。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

